

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 特定粉じん排出等作業に係る規制基準

特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、次に掲げる内容を含むものでなければならないこと。

(第十八条の十四第二項関係)

一 特定建築材料の建築物等からの除去を、隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法により行う場合に、特定粉じんの大気中への飛散の状況について調査を行うこと。

二 特定工事の元請業者又は自主施工者が、特定粉じん排出等作業が適切に行われたかどうかの確認を、当該確認を行うために必要な専門的な知識及び技術を有する者として環境省令で定める者(当該元請業者、当該自主施工者その他環境省令で定める関係者を除く。)に行わせること。

第二 解体等工事に係る事前調査の規制の強化

一 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについての調査を、当該調査を行うために必要な専門的な知識及び技術を有する者として環境省令で定める者(当該発注者、当該元請業者その他環境省令で定める関係者を除く。)に行わせなければならないこと。

(第十八条の十五第一項及び第四項関係)

二 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事の規模にかかわらず、一の調査の結果を都道府県知事に報告しなければならないこと。
(第十八条の十五第六項関係)

第三 特定粉じん排出等作業の実施の届出の対象の拡大

特定粉じん排出等作業の実施の届出の対象を全ての特定工事に拡大すること。

(第十八条の十七第一項関係)

第四 国及び地方公共団体が行う施策の追加

一 国は、特定粉じんの排出又は飛散の抑制を図るため、事業者に対し、必要な財政的援助を与えることに努めなければならないこと。
(第十八条の二十四第二項関係)

二 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内に所在する建築物等における特定建築材料の使用状況に係る情報の整理及び提供に努めなければならないこと。
(第十八条の二十五第一項関係)

第五 検討条項の追加等

一 政府は、速やかに、特定粉じん排出等作業に関する規定に違反する行為に対する罰則の在り方について

て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第六条第一項関係)

二 改正後の規定についての検討時期を、この法律の施行後五年を経過した場合からこの法律の施行後三年を経過した場合とする事。

(附則第六条第二項関係)

第六 その他

一 施行期日

第一、第二の一及び第三の施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日とすること。

(附則第一条第三号関係)

二 その他

その他所要の規定の整備を行う事。